

新規上場申請のための半期報告書

(第4期中)

自 2024年9月1日
至 2025年2月28日

株式会社オーバーラップホールディングス

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	8
(6) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 要約中間連結財務諸表	11
(1) 要約中間連結財政状態計算書	11
(2) 要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書	13
(3) 要約中間連結持分変動計算書	15
(4) 要約中間連結キャッシュ・フロー計算書	16
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24

[期中レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年8月28日
【中間会計期間】	第4期中（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）
【会社名】	株式会社オーバーラップホールディングス
【英訳名】	OVERLAP Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永田 勝治
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【電話番号】	03-4213-2770（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 岸川 雄吾
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【電話番号】	03-4213-2770（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 岸川 雄吾

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期 中間連結会計期間	第4期 中間連結会計期間	第3期
会計期間	自 2023年9月1日 至 2024年2月29日	自 2024年9月1日 至 2025年2月28日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日
売上収益 (百万円)	3,920	3,655	8,403
税引前中間利益又は税引前利益 (百万円)	647	1,071	1,773
親会社の所有者に帰属する中間 (当期) 利益 (百万円)	402	763	1,147
親会社の所有者に帰属する中間 (当期) 包括利益 (百万円)	402	763	1,144
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	7,245	6,822	6,766
総資産額 (百万円)	19,620	16,942	18,223
基本的1株当たり中間(当期)利益 (円)	20.12	38.18	57.38
希薄化後1株当たり中間(当期)利益 (円)	20.12	38.18	57.38
親会社所有者帰属持分比率 (%)	36.93	40.27	37.13
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	620	395	1,925
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△34	0	△39
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△346	△1,033	△2,576
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (百万円)	3,702	2,135	2,772

- (注) 1. 当社は要約中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 上記指標は、国際会計基準（以下「IFRS」という。）により作成された要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
3. 希薄化後1株当たり中間(当期)利益については、新株予約権は存在するものの、権利確定が上場条件付きとなっているため、希薄化効果の計算に含めておりません。
4. 当社は、2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を実施しております。基本的1株当たり中間(当期)利益及び希薄化後1株当たり中間(当期)利益につきましては、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

2024年12月1日付けで、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であった株式会社オーバーラップホールディングスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施し、当社社名を株式会社オーバーラップホールディングスに変更しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 経営成績の状況

当社グループは、「マンガ・ノベル・アニメ・ゲーム・WEB——あらゆるメディアと多彩な才能をオーバーラップさせ世界に広がるIPを創り出し続ける。」という経営理念・経営方針のもと、業界の常識や、1つのメディアに縛られることなく、最適なメディアでコンテンツを生み出し、メディアミックスによって作品世界をさらに拡大・波及させていくことに挑戦し、業界・国境の垣根を越え、新しい才能とともにエンターテインメント業界の最前線へと駆け上がっていくことを目指しています。

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、円安によるインバウンド需要や賃上げなどの雇用改善により、生産、貿易、消費などの経済活動が緩やかな回復傾向となっている一方、資源エネルギーの高騰による物価上昇の影響を受け、実質個人消費の回復ペースは鈍化しております。当社グループを取り巻く事業環境として、紙の出版市場が縮小している一方で、電子出版へのシフトによってコンテンツ自体に対する需要は底堅く推移しており、このうち特に電子コミックス領域については高い成長がみられております。

このような環境の中、当社グループは継続的な新規IPの創出と、保有する既存IP価値の維持向上への取り組みを継続することにより、着実に収益を積み上げております。当中間連結会計期間においては、当社グループが原作を保有するアニメ作品が4作品放映開始となるなど、当社グループが保有するIPをもとにしたメディアミックス展開への取り組みについても注力してまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における業績は、売上収益3,655百万円（前年同期比6.7%減）、売上総利益1,885百万円（前年同期比22.0%減）、営業利益1,145百万円（前年同期比21.0%増）、税引前中間利益1,071百万円（前年同期比65.5%増）、親会社の所有者に帰属する中間利益は763百万円（前年同期比89.8%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

当中間連結会計期間末の資産合計は16,942百万円（前連結会計年度末比1,281百万円減）となりました。これは主に、運転資本の増減や剰余金の配当等を主な要因として、現金及び現金同等物が637百万円、営業債権及びその他の債権が739百万円減少し、その他の流動資産が182百万円増加したことなどによるものです。

当中間連結会計期間末の負債合計は10,119百万円（前連結会計年度末比1,337百万円減）となりました。これは主に、借入金の定期弁済や法人所得税関連を含む負債の支払い等を主な要因として、その他の金融負債が540百万円、未払法人所得税が356百万円、借入金が223百万円減少し、繰延税金負債が156百万円増加したことなどによるものです。

当中間連結会計期間末の資本合計は6,822百万円（前連結会計年度末比56百万円増）となりました。これは主に、剰余金の配当により708百万円減少し、親会社の所有者に帰属する中間利益763百万円を計上したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ637百万円減少し、2,135百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により増加した資金は、395百万円（前年同期比36.2%減）となりました。これは主に、税引前中間利益の計上が1,071百万円、営業債権及びその他の債権の減少が739百万円あった一方で、法人所得税関連を含む負債の支払い等を主な要因として、法人所得税の支払額507百万円並びにその他の金融負債の減少額540百万円等が影響したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により増加した資金は、0百万円（前年同期は34百万円の減少）となりました。これは無形資産の取得による支出が1百万円、利息及び配当の受取額1百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は、1,033百万円（前年同期は346百万円の減少）となりました。これは主に、配当金の支払額が708百万円、長期借入金の返済による支出243百万円、利息の支払額が51百万円あったこと等によるものです。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載については、重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,000,000
計	1,000,000

(注) 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月11日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は79,000,000株増加し、80,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (2025年2月28日)	提出日現在発行数（株） (2025年8月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	100,000	20,000,000	非上場	株主として権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	100,000	20,000,000	—	—

(注) 当社は、2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は19,900,000株増加し、20,000,000株となっております。また、2025年3月10日の臨時株主総会決議により、2025年3月11日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社及び当社子会社の従業員 22
新株予約権の数（個） ※	944（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 188,800（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	158,983（注） 2
新株予約権の行使期間	2026年11月27日から2036年11月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 158,983 資本組入額 79,492
新株予約権の行使の条件	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 5

※ 新株予約権証券の発行時（2024年11月26日）における内容を記載しております。

※ 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を実施しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株です。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下

同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、当初1株につき金158,983円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{新株発行} & & \text{1株当たり} \\ & & & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & \text{既発行} & + & \text{新株発行前の1株当たりの時価} \\ & & & & \text{株式数} & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

①新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

(a) 158,983円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 158,983円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、158,983円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、158,983円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

(e) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が158,983円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回ったとき。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過すること

となるときは、当該新株予約権の行使は認めない。

④新株予約権 1 個未満の行使は認めない。

⑤新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関連会社の取締役、従業員もしくは顧問、または業務委託先等の社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の取締役）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

⑥新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、これらの場合に該当する前に本新株予約権を行使する正当な理由があると取締役会（発行会社が取締役会非設置会社である場合は過半数の取締役）が認めた場合はこの限りではない。

⑦新株予約権者は、以下の各号に掲げる期間において、権利者が割当てを受けた本新株予約権の数に当該各号の割合（以下、「ベスティング割合」という。）を乗じて算定された数（1個未満の端数は切り上げる。以下の各号に掲げる期間より前の期間に行使した本新株予約権は控除する。）を上限として本新株予約権を行使することができる。

(a) 本上場日から 2 年を経過した日まで：3 分の 1

(b) 本上場日から 2 年を経過した日の翌日から本上場日から 4 年を経過した日まで：3 分の 2

(c) 本上場日から 4 年を経過した日の翌日以降：100%

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議または過半数の取締役による決定）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の当社取締役による決定によって別途定める日）の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合（疑義を避けるために付言すると、会社法第 287 条の規定に基づき新株予約権が消滅する場合を除く。）は、当社は、当社取締役会が別途定める日（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の当社取締役による決定によって別途定める日）の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは以下のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社またはその親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 5. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から各新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

各新株予約権の資本組入額の条件に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2024年12月1日(注)1	—	100,000	△40	10	△3,440	—

(注) 1. 2024年11月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、2024年12月1日付で減資の効力が発生し、資本金の額40百万円(減資割合80.0%)をその他資本剰余金に、資本準備金から3,440百万円(減資割合100.0%)をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えております。なお、金銭の交付を伴わない無償減資となっております。

(注) 2. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は19,900,000株増加し、20,000,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
NIC Fund II Cayman, LP (常任代理人 株式会社日本企業 成長投資)	英領ケイマン諸島KY1-9008、グランド・ケ イマン、ジョージ・タウン、エルジン・ア ベニュー190、ウォーカーズ・コーポレー トリミテッド (東京都千代田区大手町一丁目6番1号)	17,369	17.37
Cerasus Fund II Cayman, LP (常任代理人 株式会社日本企業 成長投資)	英領ケイマン諸島KY1-9008、グランド・ケ イマン、ジョージ・タウン、エルジン・ア ベニュー190、ウォーカーズ・コーポレー トリミテッド (東京都千代田区大手町一丁目6番1号)	14,618	14.62
Wisteria Fund II Cayman, LP (常任代理人 株式会社日本企業 成長投資)	英領ケイマン諸島KY1-9008、グランド・ケ イマン、ジョージ・タウン、エルジン・ア ベニュー190、ウォーカーズ・コーポレー トリミテッド (東京都千代田区大手町一丁目6番1号)	14,140	14.14
Camellia Fund II Cayman, LP (常任代理人 株式会社日本企業 成長投資)	英領ケイマン諸島KY1-9008、グランド・ケ イマン、ジョージ・タウン、エルジン・ア ベニュー190、ウォーカーズ・コーポレー トリミテッド (東京都千代田区大手町一丁目6番1号)	13,324	13.32
株式会社小学館	東京都千代田区一ツ橋2-3-1	10,000	10.00
株式会社ポケモン	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森 タワー8階	10,000	10.00
KKN合同会社	東京都目黒区東が丘一丁目28番17号	6,000	6.00
岩崎 篤史	東京都江東区	5,000	5.00
OSK合同会社	東京都大田区千鳥三丁目8番11号	5,000	5.00
永田 勝治	東京都目黒区	4,000	4.00
計	—	99,451	99.45

(注) 2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 100,000	100,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	100,000	—	—
総株主の議決権	—	100,000	—

（注）2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行うとともに、2025年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月11日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式（その他）の株式数は普通株式20,000,000株、議決権の数は200,000個、発行済株式総数の株式数は20,000,000株、総株主の議決権の数は200,000個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の異動は、次の通りです。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	横山 淳	2025年2月21日

第4【経理の状況】

1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

なお、当社の要約中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表です。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る要約中間連結財務諸表について、三優監査法人による期中レビューを受けております。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年 8 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 2 月28日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		2,772	2,135
営業債権及びその他の債権		2,990	2,250
棚卸資産		228	257
その他の流動資産		143	325
流動資産合計		6,134	4,969
非流動資産			
有形固定資産		77	70
使用権資産		181	152
のれん		7,679	7,679
無形資産		4,071	3,991
その他の金融資産		63	63
その他の非流動資産		16	16
非流動資産合計		12,089	11,973
資産合計		18,223	16,942

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年 8 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 2 月28日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		1,331	1,231
借入金		486	486
リース負債		63	63
未払法人所得税		499	143
その他の金融負債		540	—
引当金		16	16
契約負債		70	65
その他の流動負債		628	384
流動負債合計		3,635	2,390
非流動負債			
借入金		6,378	6,155
リース負債		122	92
その他の金融負債		267	267
退職給付に係る負債		37	40
引当金		27	27
繰延税金負債		988	1,145
非流動負債合計		7,822	7,729
負債合計		11,457	10,119
資本			
資本金		50	10
資本剰余金		5,657	4,991
利益剰余金		1,058	1,821
親会社の所有者に帰属する持分合計		6,766	6,822
資本合計		6,766	6,822
負債及び資本合計		18,223	16,942

(2) 【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
売上収益	8	3,920	3,655
売上原価		1,504	1,770
売上総利益		2,416	1,885
販売費及び一般管理費		1,469	739
営業利益		946	1,145
金融収益		3	1
金融費用		302	75
税引前中間利益		647	1,071
法人所得税費用		245	307
中間利益		402	763
中間利益の帰属 親会社の所有者		402	763
1株当たり中間利益			
基本的1株当たり中間利益(円)	9	20.12	38.18
希薄化後1株当たり中間利益(円)	9	20.12	38.18

【要約中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
中間利益		402	763
中間包括利益		402	763
中間包括利益の帰属 親会社の所有者		402	763

(3) 【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	合計
2023年9月1日残高	50	6,853	△86	6,817
中間利益	—	—	402	402
その他の包括利益	—	—	—	—
中間包括利益合計	—	—	402	402
新株予約権の発行	—	24	—	24
株式報酬取引	—	1	—	1
所有者との取引額合計	—	26	—	26
2024年2月29日残高	50	6,879	316	7,245

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	合計
2024年9月1日残高	50	5,657	1,058	6,766
中間利益	—	—	763	763
その他の包括利益	—	—	—	—
中間包括利益合計	—	—	763	763
減資	△40	40	—	—
配当金	—	△708	—	△708
株式報酬取引	—	1	—	1
所有者との取引額合計	△40	△666	—	△706
2025年2月28日残高	10	4,991	1,821	6,822

(4) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間利益	647	1,071
減価償却費及び償却費	798	116
受取利息	△0	△1
支払利息	299	71
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	△559	739
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△70	△29
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	68	△100
その他の金融負債の増減額 (△は減少)	—	△540
その他	1	△424
小計	1,187	903
法人所得税の支払額	△566	△507
営業活動によるキャッシュ・フロー	620	395
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△34	—
無形資産の取得による支出	—	△1
利息及び配当の受取額	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△243	△243
利息の支払額	△104	△51
配当金の支払額	—	△708
リース負債の返済による支出	△23	△30
新株予約権の発行による収入	24	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△346	△1,033
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	238	△637
現金及び現金同等物の期首残高	3,463	2,772
現金及び現金同等物の中間期末残高	3,702	2,135

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社オーバーラップホールディングス（以下「当社」という。）は日本に所在する企業です。登記されている本社及び主要な事業所の住所は東京都品川区です。当社の要約中間連結財務諸表は、2025年2月28日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）で構成され、エンターテインメント事業を主な事業としております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の第2号に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約中間連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

本要約中間連結財務諸表は、2025年8月21日に代表取締役社長永田勝治及び取締役管理部長岸川雄吾によって承認されております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて記載しております。

3. 重要性がある会計方針

要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様です。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループはエンターテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

6. 企業結合

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

7. 配当金

(1) 配当金支払額

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月26日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	708	7,087	2024年8月31日	2024年11月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

8. 売上収益
収益の分解

顧客との契約から認識した売上収益の分解は次のとおりです。

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

（単位：百万円）

	売上収益		
	自社IP	他社IP	合計
紙書籍	749	29	778
電子書籍	2,520	1	2,522
その他	394	224	619
合計	3,664	255	3,920

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

（単位：百万円）

	売上収益		
	自社IP	他社IP	合計
紙書籍	592	29	621
電子書籍	2,356	1	2,357
その他	645	31	676
合計	3,593	62	3,655

9. 1株当たり利益

基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
親会社の所有者に帰属する中間利益 (百万円)	402	763
中間利益調整額 (百万円)	-	-
希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益 (百万円)	402	763
加重平均普通株式数 (株)	20,000,000	20,000,000
普通株式増加数		
新株予約権 (株)	-	-
希薄化後の加重平均普通株式数 (株)	20,000,000	20,000,000
基本的1株当たり中間利益 (円)	20.12	38.18
希薄化後1株当たり中間利益 (円)	20.12	38.18

(注) 1. 2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益を算定しております。

2. 希薄化後1株当たり中間利益については、新株予約権は存在するものの、権利確定が上場条件付きとなっているため希薄化効果の計算に含めておりません。

10. 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産、その他の金融負債）

その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しております。

（借入金）

借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額によっております。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品は、帳簿価額と公正価値は近似していることから、帳簿価額と公正価値の比較表は作成しておりません。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、経常的に公正価値で測定する金融商品の内訳は、重要性が乏しいため開示を省略しております。

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、経営管理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は適切な責任者によりレビューされ、承認されております。

⑤ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品については、重要性が乏しいため開示を省略しております。

11. 後発事象

(株式分割)

当社は2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性向上及び、投資家層の拡大を図ることを目的としたものです。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年3月11日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき200株の割合をもって分割を行っております。

②株式分割前の発行済株式総数 100,000株

③株式分割による増加株式数 19,900,000株

④株式分割後の発行済株式総数 20,000,000株

⑤株式分割後の発行可能株式総数 80,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年3月11日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首から行われたと仮定して算定した場合の1株当たり情報は、要約中間連結財務諸表注記「9. 1株当たり利益」に記載しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 8 月 21 日

株式会社オーバーラップホールディングス
取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

西川 賢治

公認会計士

米崎 直人

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーバーラップホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社オーバーラップホールディングス及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸

表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上